

一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会長 様

新潟県防災局消防課長



新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（依頼）

日ごろから、高圧ガスの保安の確保に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきまして、令和 2 年 6 月 26 日に省令等の改正がありました。
つきましては、貴協会会員に対し、下記について周知していただくようお願いいたします。

記

1. 義務講習受講期限の再延長

令和 2 年 3 月 17 日の省令一部改正・告示制定により、保安企画推進員等が選任後 6 月以内に受けなければならない義務講習について、令和 2 年 2 月 1 日から同年 6 月 30 日までに受講期限を迎える場合には、その期限を 6 カ月延長したところ。

今回の改正で、保安企画推進員、保安係員、保安主任者の受講期限を令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに迎える場合には、令和 3 年 3 月 31 日まで（令和 2 年度内）に当該期間を延長できる措置がとられた。

2. その他

(1) 認定完成検査実施者・認定保安検査実施者の Web 審査導入

認定完成検査実施者・認定保安検査実施者を対象に、現地審査に代わり Web 審査（図面、写真及び映像その他の資料の確認）を受けることが可能となった。ただし、事後に現地確認が必要。

(2) 国家試験に係る科目免除申請方法の柔軟化

製造保安責任者試験又は販売主任者試験の科目免除を申請しようとする者は、講習修了証又はその写しの添付によらず、試験実施者が定める方法により科目免除を行うことが可能となった。

(高圧法関連)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/06/20200626_kouatsu_1.html

担当：新潟県防災局消防課高圧ガス保安係 関

TEL : 025-282-1666 (係直通)

FAX : 025-282-1667

E-mail : ngt130020@pref.niigata.lg.jp



新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について (認定のWeb審査導入等)

本件の概要

2020年6月26日
経済産業省

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、高圧ガス保安法令に定める事務について以下のとおり改正を行います。

(1) 認定完成検査実施者・認定保安検査実施者のWeb審査導入

- ・現行法令上、保安検査等を自ら行うことができる事業者の認定にあつては、経済産業省又は高圧ガス保安協会による書類審査及び現地審査を受けることとしています。
- ・現地審査に代わり、Web審査(図面、写真及び映像その他の資料の確認)を受けることを可能とします。ただし、この場合にあっては、事後的に現地確認を受けるものとします。

(2) 国家試験に係る科目免除申請方法の柔軟化

- ・現行法令上、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の科目免除を申請しようとする者は、受験願書に講習修了証又はその写しを添付することとしています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、講習修了証又はその写しの添付によらず、試験実施者が定める方法により科目免除を行うことを可能とします。

(3) 義務講習受講期限の再延長

- ・令和2年3月17日の省令一部改正・告示制定により、保安企画推進員等が選任後6月以内に受けなければならない義務講習について、令和2年2月1日から同年6月30日までに受講期限を迎える場合には、その期限を6カ月延長しました。

(参考) 令和2年3月17日の措置

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/03/20200317_1.html

- ・今般、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに受講期限を迎える場合には、令和3年3月31日まで(令和2年度内)に受講すればよいものとします。

保安企画推進員

保安係員

保安主任者

選任後、講習を受けさせなければならない期間(6月以内)が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に終了する場合は、期間が令和3年3月31日まで延長されます。

前回(R2.3.17)の措置

対象：期限が令和2年2月1日から同年6月30日までに到来する場合

延長：上記期限から、6カ月延長

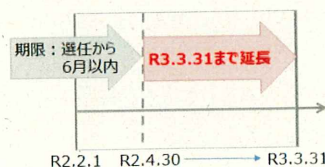


参照条文：高圧ガス保安法 液石則第66条、一般則第68条、コンビ則第27条

今回の措置

対象：期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までに到来する場合

延長：令和3年3月31日まで延長



<参考>

- ① 火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令 (PDF形式: KB)
- ② 延長告示 (PDF形式: KB)
- ③ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)等の一部を改正する規程 (PDF形式: KB)
- ④ 改正の概要 (PDF形式: KB)
- ⑤ (参考) 義務講習の延長イメージ (PDF形式: KB)

新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について
(高圧ガス保安法令)

令和2年6月26日

1. 概要

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、法令に定める事務について方法を改める。

2. 主な改正の内容

(1) 認定の Web 審査導入

- ・現行法令上、保安検査等を自ら行うことができる事業者の認定にあつては、経済産業省又は高圧ガス保安協会による書類審査及び現地審査を行うこととしている。
- ・現地審査に代わり、Web 審査（図面、写真及び映像その他の資料の確認）を受けることを可能とする。ただし、この場合にあつては、事後的に現地確認を受けるものとする。

(2) 国家試験に係る科目免除申請方法の柔軟化

- ・現行法令上、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の科目免除を申請しようとする者は、受験願書に講習修了証又はその写しを添付することとしている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、講習修了証又はその写しの添付によらず、試験実施者が定める方法により科目免除を行うことを可能とする。

(3) 義務講習受講期限の再延長

- ・令和2年3月17日の省令一部改正・告示制定により、保安企画推進員等が選任後6月以内に受けなければならない義務講習について、令和2年2月1日から同年6月30日までに受講期限を迎える場合には、その期限を6カ月延長したところ。
- ・今般、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに受講期限を迎える場合には、令和3年3月31日まで（令和2年度内）に受講すればよいものとする。

3. スケジュール

令和2年6月26日（金） 公布・施行